

高齢者生活支援センターの増設について

1 地域包括支援センターの増設に至る経緯

本市では、保健・医療・福祉の連携の拠点及び高齢者の生活を総合的に支える相談先として地域包括支援センター（通称 高齢者生活支援センター、以下、「センター」という）を4箇所設置している。今後のさらなる高齢者人口の増加を視野に入れ、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制強化及び様々な地域課題に対してきめ細やかな対応を行うため、センターを現在の4箇所から5箇所に増設する。

新たに増設する圏域は、精道高齢者生活支援センターが担当する区域の高齢者人口が9,403人と他の圏域と比べて3,000人以上多くなっている。潮見高齢者生活支援センターが担当する区域の高齢化率は、36.16%と他の圏域よりも10%以上高くなっている。潮見の各圏域のセンターの高齢者人口と高齢化率を平準化し、センターの業務負担の軽減及び住民サービスの維持を図るため、打出浜に地域包括支援センターを増設する。

<令和6年4月末現在>

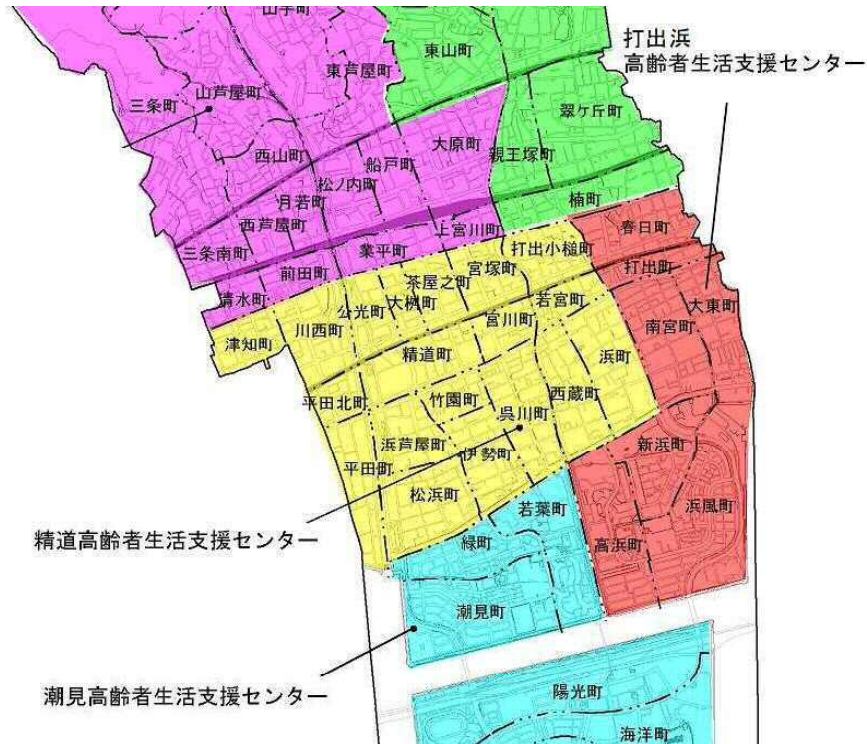
圏域	高齢者人口	高齢化率
西山手	6,020	30.52%
東山手	6,554	29.52%
精道	9,403	27.45%
潮見	6,637	36.16%

<令和10年度推計>

現在の圏域別推計			見直し(案)後の圏域別推計		
圏域	高齢者人口	高齢化率	圏域	高齢者人口	高齢化率
西山手	6,029	32.24%	西山手	6,029	32.24%
東山手	6,762	31.96%	東山手	6,762	31.96%
精道	9,772	29.68%	精道	6,914	29.36%
潮見	6,351	34.55%	打出浜	5,507	33.27%
			潮見	3,702	33.06%

2 地域包括支援センターの担当圏域

既存の4つの地域包括支援センター（西山手・東山手・精道・潮見）の担当区域を見直し、打出浜小学校区・浜風小学校区を新たに打出浜圏域として、地域包括支援センターを1か所設置する。



【参考：各地域包括支援センター担当圏域】

略称	センターの名称	担当地域
西山手	西山手地域包括支援センター	剣谷・奥山・奥池町・奥池南町・山手町・山芦屋町・東芦屋町・西山町・三条町・月若町・西芦屋町・大原町・船戸町・松ノ内町・業平町・上宮川町・三条南町・前田町・清水町
東山手	東山手地域包括支援センター	六麓荘町・岩園町・楠町・翠ヶ丘町・親王塚町・朝日ヶ丘町・東山町
精道	精道地域包括支援センター	茶屋之町・大榎町・公光町・川西町・津知町・竹園町・精道町・浜芦屋町・伊勢町・松浜町・平田北町・平田町・打出小槌町・宮塚町・若宮町・宮川町・浜町・西藏町・呉川町
潮見	潮見地域包括支援センター	若葉町・緑町・潮見町・陽光町・海洋町・南浜町・涼風町
打出浜	打出浜地域包括支援センター	春日町・打出町・南宮町・大東町・高浜町・新浜町・浜風町

3 公募選定のスケジュール

下記スケジュールに沿って、新圏域を含めた各5圏域の事業者を公募提案方式により選定。

手 続	日 時
(1) 公表	令和6年7月1日（月）
(2) 質問受付期間	令和6年7月1日（月）から 令和6年7月8日（月）正午まで
(3) 質問回答期限	令和6年7月11日（木）午後5時まで
(4) 参加意思表明書提出期限	令和6年7月16日（火）正午まで
(5) 参加資格の有無の通知	令和6年7月19日（金）
(6) 企画提案書・見積書提出期間	令和6年7月19日（金）から 令和6年7月29日（月）正午まで
(7) 1次評価結果通知	令和6年8月5日（月）
(8) 2次評価（ヒアリング）	令和6年8月16日（金）
(9) 最終結果通知	令和6年8月26日（月）

4 応募状況

公募地域毎の応募者数と応募法人は下記のとおり。いずれの応募法人も欠格事項に該当せず、参加資格を有している応募者である。

公募地域	応募数	応募法人
西山手	1 者	株式会社アクティブライフ
東山手	1 者	社会福祉法人聖徳園
精道	1 者	社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会
潮見	1 者	社会福祉法人きらくえん
打出浜	1 者	社会福祉法人明倫福祉会

5 選定結果の概要

高齢介護課第1種業者選定委員会において、一次評価・二次評価を実施する。

- 一次評価

事前審査通過者に対し、企画提案書等について書類審査を行う。

書類審査において企業評価（15点）、提案内容評価（75点）とする。

- 二次評価

応募のあった各地域の一次評価上位3者を対象に行う予定であったが、各地域1者に対して、企業評価（15点）、提案内容評価（75点）、価格評価（60点）を行った。

6 事業者の選定結果

(1) 審査項目

- ①企業評価・・・企業能力、地域貢献度、社会性の観点から評価
 - ②提案内容評価・・・業務に対する理解、具体的な取組が記載されているかを評価
 - ③価格評価・・・配点×（1－（見積価格÷予定金額））
- （詳細内訳は、別紙1「評価基準表」のとおり）

	配点	西山手	東山手	精道	潮見	打出浜
1 企業評価	15	6.0	8.0	8.0	8.0	10.0
2 提案内容評価	75	56.6	55.2	52.0	52.6	52.4
3 価格評価	60	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
合計点数	150	62.6	63.2	60.0	60.7	62.4

（詳細内訳は、別紙2「地域包括支援センター業務委託 評価結果表」のとおり）

(2) 委託先

高齢介護課第1種業者選定委員会で下記のとおり決定

公募地域	委託先
西山手	株式会社アクティブライフ
東山手	社会福祉法人聖徳園
精道	社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会
潮見	社会福祉法人きらくえん
打出浜	社会福祉法人明倫福祉会

7 開設場所

各高齢者生活支援センターの住所は以下のとおり。

公募地域	開設場所
西山手高齢者生活支援センター	西山町2-6 (芦屋山手サンモール商店街内)
東山手高齢者生活支援センター	朝日ヶ丘町6-9
精道高齢者生活支援センター	呉川町14-9 芦屋保健福祉センター
潮見高齢者生活支援センター	潮見町31-1 あしや喜楽苑
打出浜高齢者生活支援センター	高浜町6-1 グルメシティ芦屋浜店（予定）

8 業務内容

- (1) 総合相談支援
- (2) 権利擁護支援

- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- (4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント
- (5) 介護予防事業
- (6) 認知症地域支援推進員設置等事業（認知症相談センター）

9 事業開始

令和6年10月1日

（個別ケースの引継ぎ期間は、令和6年10月～12月（予定））

10 今後の予定

委託先決定後に地域関係者や各関係機関へ、地域包括支援センターの増設について周知予定であり、詳細は、別紙3「業務開始までのスケジュール」のとおり。

以 上

【別紙 1】

評価基準表

審査項目	評価項目		評価の視点 【提出書類】	指標	配点
企業評価	企業能力	履行保証力	自己資本比率 【貸借対照表（写）】	25%以上	1
		瑕疵担保力	損害賠償保険の加入状況 【企業賠償責任保険加入証（写）】	5千万円以上	1
		業務実績	過去5年間における同種業務の実績 【履行実績届】	あり	2
		品質マネジメント	ISO9001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	1
		環境マネジメント	ISO14001の取得 【認証登録証明書（写）】	取得	1
		情報マネジメント	プライバシーマーク又はISO27001の取得 【プライバシーマーク登録証（写）又は認証登録証明書（写）】	取得	1
	地域貢献度	営業の拠点	本店の所在地 【競争入札参加資格申請書により確認するため不要】	芦屋市内	1
		業務実績	本市と契約書を交わした直近の案件の業務実績（過去5年間に限る） 【契約書（写）】	あり	1
	社会性	企業年金制度	企業年金制度導入 【企業年金制度導入に関する証明書（写）】	導入	1

	障がい者雇用状況	障がい者の雇用状況 【障害者雇用状況報告書（写）】	あり	1
	男女共同参画推進の取組	育児・介護休業，子供を持つ従業員向け時短制度又は中途退職女性復帰制度等の導入 【各事業者の制度概要（写）】	あり	1
	女性活躍推進の取組	えるぼし認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書（写）】	取得	1
	子育てサポートの取組	くるみん認定の取得 【基準適合一般事業主認定通知書（写）】	取得	1
	若者雇用促進の取組	ユースエール認定の取得 【基準適合事業主認定通知書（写）】	取得	1
小 計				15
提案内容評価	【包括的支援事業】 総合相談支援業務	総合相談支援事業を正しく理解し、実行可能な体制があるか。		10
	【基幹的業務】 （※精道のみ）	基幹型相談窓口の開設について、具体的な取組が考えられているか。		
	【包括的支援事業】 総合事業にかかる介護予防ケアマネジメント業務	介護予防の意義、介護予防ケアマネジメントを正しく理解し、認識しているか。		10
	【包括的支援事業】 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	ケアマネ支援・地域ネットワークづくりについて正しく理解し、実行可能な体制があるか。		5
	【包括的支援事業】 高齢者の権利擁護に関する相談支援	虐待防止・権利擁護事業に対する正しい理解はあるか。		5
	介護予防事業	介護予防の必要性をどのように考え、具体的な取組が考えられているか。		10
	認知症地域支援推進員等配置事業	認知症地域支援推進員の配置と、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築が考えられているか。		10

		るか。		
	高齢者の実態把握	提案区域の高齢者の実態、地域活動、地域資源について把握しているか。		5
	地域との連携に関する考え方や取組、及び地域包括支援センターの周知について	地域の関係機関や関係職種との連携体制を整えられるか。 地域住民への周知が図られているか。		5
	各地域の課題に対する取組	各地域の課題を把握し、課題の改善に向けた取組が考えられているか。		10
	【基幹的業務】 (※精道のみ)	各地域の課題抽出・整理・解決策の検討・協働による実践について、具体的な取組が考えられているか。		
	職員の資質向上に向けた研修計画	法人として職員の専門知識・技術の向上に向けた人材育成計画（研修等）が整えられているか。		5
	【基幹的業務】 (※精道のみ)	介護支援専門員に対する専門研修について、具体的な取組が考えられているか。		
小 計				75
価格評価	コスト削減努力	見積金額による評価 価格点＝配点×（1－（見積価格÷予定金額））		60
総 計				150

<採点の目安>

5点・・・とても良い

4点・・・良い

3点・・・普通

2点・・・悪い

1点・・・とても悪い

（10点を配点している評価項目は、5点×2として採点する。）

【別紙２】地域包括支援センター業務委託 評価結果表

- (１) 企業評価については、特記のない評価項目は【指標を満たすもの：１又は２、満たさないもの：０】とする。
- (２) 提出された提案書及びプレゼンテーションの内容にもとづき、提案内容評価については５段階評価を行う。
 ・評価配点 ５点の場合【評価点は、 ５：とても良い、 ４：良い、 ３：普通、 ２：悪い、 １：とても悪い】
 ・評価配点１０点の場合【評価点は、 １０：とても良い、 ８：良い、 ６：普通、 ４：悪い、 ２：とても悪い】
- (３) 提案内容評価については評価者の平均点により算出する。

評価項目	判断基準 【該当する場合に提出する書類】	配点	西山手		東山手		精道		潮見		打出浜	
			株式会社アクティブライフ		社会福祉法人聖徳園		社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会		社会福祉法人きらくえん		社会福祉法人明倫福祉会	
			点数	割合	点数	割合	点数	割合	点数	割合	点数	割合
1 企業評価		15	6	40.0%	8	53.3%	8	53.3%	8	53.3%	10	66.7%
2 提案内容評価												
【包括的支援事業】 総合相談支援業務	総合相談支援事業を正しく理解し、実行可能な体制があるか。	10	7.6		8.0		6.4		6.8		7.6	
【基幹的業務】 （※精道のみ）	基幹型相談窓口の開設について、具体的な取組が考えられているか。											
【包括的支援事業】 総合事業にかかる介護予防ケアマネジメント業務	介護予防の意義、介護予防ケアマネジメントを正しく理解し、認識しているか。	10	7.6		6.8		7.6		6.8		6.8	
【包括的支援事業】 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	ケアマネ支援・地域ネットワークづくりについて正しく理解し、実行可能な体制があるか。	5	3.8		3.6		3.4		3.4		3.4	
【包括的支援事業】 高齢者の権利擁護に関する相談支援	虐待防止・権利擁護事業に対する正しい理解はあるか。	5	3.8		3.4		3.0		3.8		3.4	
介護予防事業	介護予防の必要性をどのように考え、具体的な取組が考えられているか。	10	8.4		8.0		7.6		6.8		7.2	
認知症地域支援推進員等配置事業	認知症地域支援推進員の配置と、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築が考えられているか。	10	6.8		6.8		6.8		6.8		6.4	
高齢者の実態把握	提案区域の高齢者の実態、地域活動、地域資源について把握しているか。	5	4.2		3.8		3.6		4.2		3.6	
地域との連携に関する考え方や取組、及び地域包括支援センターの周知について	地域の関係機関や関係職種との連携体制を整えられるか。 地域住民への周知が図られているか。	5	3.6		3.6		3.4		3.4		3.6	
各地域の課題に対する取組	各地域の課題を把握し、課題の改善に向けた取組が考えられているか。	10	7.6		8.0		6.8		7.6		7.2	
【基幹的業務】 （※精道のみ）	各地域の課題抽出・整理・解決策の検討・協働による実践について、具体的な取組が考えられているか。											
職員の資質向上に向けた研修計画	法人として職員の専門知識・技術の向上に向けた人材育成計画（研修等）が整えられているか。	5	3.2		3.2		3.4		3.0		3.2	
【基幹的業務】 （※精道のみ）	介護支援専門員に対する専門研修について、具体的な取組が考えられているか。											
小計		75	56.6	75.5%	55.2	73.6%	52.0	69.3%	52.6	70.1%	52.4	69.9%
3 価格評価	見積金額により評価 価格点 = 配点 × (1 - (見積価格 ÷ 予定金額))	60	0.0		0.0		0.0		0.1		0.0	
合 計 点 数		150	62.6		63.2		60.0		60.7		62.4	

【別紙3】業務開始までのスケジュール

	実施事項	9月				10月		11月		12月		1月	
		1週	2週	3週	4週	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半
芦屋市高齢介護課	民生児童委員ブロック会にて周知 ・9月7日（土） 民生児童委員 打出浜ブロック ・9月20日（金） 民生児童委員 浜風ブロック												
	自治会理事会にて周知（9月13日（金））												
	民生児童委員全体会にて周知（9月25日（水））												
	介護サービス調整会議にて、市内居宅事業所へ周知												
	市広報誌及びHPで周知												
	個別ケース等の引継ぎ支援												
西山手高齢者生活支援センター	契約準備												
	移転先の周知												
	移転開始												
	業務開始												
東山手高齢者生活支援センター	契約準備												
	業務開始												
精道高齢者生活支援センター	契約準備												
	個別ケース等の打合せ												
	引継ぎ開始												
	業務開始												
潮見高齢者生活支援センター	契約準備												
	個別ケース等の打合せ												
	引継ぎ開始												
	業務開始												
打出浜高齢者生活支援センター	契約準備												
	関係機関・地域への挨拶												
	個別ケース等の引継ぎ												
	業務開始（新規相談）												
	業務開始（継続相談）												

高齢者等に関する
身近な総合相談窓口を
ご利用ください。

芦屋市では、高齢者が住み慣れた
地域でいきいきと暮らし続けること
ができるために、介護や健康、福祉等
の生活に関する身近な総合相談窓口として、
市内5ヶ所に「高齢者生活支援センター」を
設置し、それぞれの担当地区において、概ね
65歳以上のご本人やそのご家族等からの相談
に応じています。

ご本人 または
その ご家族 のための

地域包括支援センター 総合相談窓口 をご存知ですか？



ご本人やご家族の、こんなことで困っていませんか？

介護のこと

- Q. 介護保険を利用したいのですが
どうすればいいですか？
- Q. 父親が要支援と認定されました。
その後どうすればいいの？



認知症のこと

- Q. 最近、父の物忘れが
ひどくなっているし
無くしものを私の
せいにされて…



健康のこと

- Q. 最近、足腰が痛く、一人暮ら
しで、寝たきりへの不安…
- Q. 近くに高齢者向けの体操教室は
ないの？



近所の高齢者のこと

- Q. 近所の高齢者の様子がいつも
と違っているのだけど、どこに
相談すればいいの？



お金のこと

- Q. お金の管理に自身がなくな
り、老後の資金管理が
不安…頼れる身内もいな
いのけど…



「高齢者生活支援センター」は「地域包括支援センター」の
芦屋市における愛称で、芦屋市が委託している機関です。
社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職が
チームで総合的な支援を行います。
お気軽にご相談ください。

あなたのお住まいの担当地区「高齢者生活支援センター」は裏面でご確認ください！▶

相談場所が5ヶ所に増設されました!

あなたのお住いの地区にある
「高齢者生活支援センター」をご確認ください。

西山手高齢者生活支援センター

住所：芦屋市西山町 2-6
連絡先：Tel. **25-7681** Fax.25-7687

剣谷・奥山・奥池町・奥池南町・山手町・
山芦屋町・東芦屋町・西山町・三条町・
月若町・西芦屋町・大原町・船戸町・
松ノ内町・業平町・上宮川町・三条南町・
前田町・清水町

潮見高齢者生活支援センター

住所：芦屋市潮見町 31-1
（あしや喜楽苑内）
連絡先：Tel. **34-4165** Fax.31-3714

若葉町・緑町・潮見町・陽光町・海洋町・
南浜町・涼風町

東山手高齢者生活支援センター

住所：芦屋市朝日ヶ丘町 6-9
（ケアステーションあしや聖徳園内）

連絡先：Tel. **32-7552** Fax.22-0339

六麓荘町・岩園町・楠町・翠ヶ丘町・
親王塚町・朝日ヶ丘町・東山町

精道高齢者生活支援センター

住所：芦屋市呉川町 14-9
（保健福祉センター内）

連絡先：Tel. **34-6711** Fax.31-0674

茶屋之町・大榭町・公光町・川西町・
津知町・竹園町・精道町・浜芦屋町・
伊勢町・松浜町・平田北町・平田町・
打出小槌町・宮塚町・若宮町・宮川町・
浜町・西蔵町・呉川町

New! 打出浜高齢者生活支援センター

住所：高浜町 6-1
（グルメシティ芦屋浜店（予定））

春日町・打出町・南宮町・大東町・
高浜町・新浜町・浜風町

安心して
ご相談ください!

- 相談無料
- 秘密厳守



「あれ?認知症?」と思ったら

高齢者生活支援センター（認知症相談センター）は地域の身近な認知症に関するさまざまな悩みをひとりで抱え込まないためにも存在しています。また、若年性認知症のご相談も受け付けています。「あれ?認知症?」と思ったら、お住まいの担当地区上記センター 総合相談窓口までご相談ください。